

放課後児童健全育成事業助成要綱

【趣 旨】

第1条 この要綱は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童（以下「放課後児童」という。）に対し、授業の終了後、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、地域の住民等（放課後児童健全育成事業に活用できる施設を有さない特定非営利活動法人等を含む。）が自主的に地域活動の一環として実施する放課後児童健全育成事業（以下「地域方式」という。）及び社会福祉法人が社会福祉施設等を活用して実施する放課後児童健全育成事業（以下「福祉施設方式」という。）及び学校法人等が幼稚園等を活用して実施する放課後児童健全育成事業（以下「法人方式」という。）に対して助成費を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

【助成の対象】

第2条 助成費の交付は、次の各号に該当する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の代表者に対して行う。

- (1) 原則として1日18人以上の児童を育成していること。ただし、10人以上18人未満の場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- (2) 小学校第1学年から第3学年に在学する放課後児童を対象としていること。
- (3) 実施場所については、市長に事前協議した場所であるとともに、地域住民の理解と協力を得られる場所であること。
- (4) 公開性、公平性を有すること。
- (5) 第3条に規定する設備及び運営の基準に適合すること。
- (6) 新たに実施しようとする場合は、原則として当該小学校区に他の児童館方式、学童保育コーナー方式、地域方式並びに福祉施設方式及び法人方式の事業を実施する施設等（以下「学童保育所」という。）が存在しないこと。

但し、既設の小学校区においても、放課後児童が70人を上回る場合などで、市長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

【設備及び運営の基準】

第3条 設備及び運営の基準については、次のとおりとする。

(1) 設備の基準

ア 事業実施中児童が専用的に使用できる育成室、手洗場、炊事場及び便所のほか事業の実施に適切な設備を有すること。

イ アに定める設備については、特に、児童の保健衛生及び安全確保の見地から支障がないものであること。

ウ 育成室の面積は、おおむね児童1人につき1.98平方メートル以上であること。

(2) 運営の基準

ア 事業運営委員会が設置され、管理運営の責任体制が明確であること。ただし、法人が運営する場合については、理事会をもってこれに替えることができる。

イ 事業運営委員会は、委員5名以上をもって組織し、その委員は、地域における次

のような関係者のうちから選任するものとする。ただし、保護者代表の数は、委員総数の3分の1を超えてはならない。

自治会、婦人会、子ども会等地域の代表、民生委員、児童委員、主任児童委員、小学校教諭（校長、教頭含む）、PTA代表、保護者代表、その他児童の健全育成に理解と熱意を有する者。

ウ 管理責任者及び指導者が配置されていること。なお、指導者は、心身ともに健康な人で児童の育成に理解と熱意を有する者であり、保育士若しくは教諭の資格を有する者又は児童の保育、育成について経験を有する者であること。

エ 時間は、平日は1日おおむね4時間以上、土曜日・学校休業日は1日おおむね8時間以上であること。地域の状況により土曜日に開設しない場合においては、第5条第1号の運営費については20%を減額するものとする。

【助成費の使途】

第4条 助成費は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ該当各号に掲げる経費に充てるものとする。ただし、第2号については、地域方式に限る。

- (1) 運営費 指導者の報酬等に要する経費及びその他施設の管理運営に直接必要とする経費（ただし、衛生・安全対策費を除く）
- (2) 設置助成費 施設借上に要する経費（家賃相当額であり管理費、共益費、光熱水費等除く）
- (3) 障害児受入加算 障害児を受け入れるにあたり、体制を強化するのに必要な経費（ただし、障害児には、第3学年より継続して利用する第4学年から第6学年の障害児を含むものとする）。
- (4) 初年度加算費 開設に要する備品等の購入費
- (5) 衛生・安全対策費 指導者の健康診断に要する経費（指導者とは、事業の代表者から市長に対し、「施設等調査票」「月報」等により指導者として届け出のあった者で、市長が認める者とする）。
- (6) 長時間開設加算 午後6時を越えて開設する場合の指導者への報酬等に要する経費及びその他施設の管理運営に直接必要とする経費（ただし、衛生・安全対策費を除く）

【助成費の交付基準】

第5条 助成費は、次の基準によることとし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 運営費 下表のとおり

(金額はいずれも年額)

	児童 18 人未満の施設	児童 18 人以上 30 人未満の施設	児童 30 人以上の施設
全日開設の場合	1,729,000 円以内	2,671,000 円以内	3,536,000 円以内
土曜日に開設しない場合	1,383,000 円以内	2,137,000 円以内	2,829,000 円以内

上記の表は小学校第1学年から第3学年の登録児童数による。ただし、第4学年から第6学年の児童を加えると上位の人数規模となる場合は、年額250,000円を加算する。なお、第1学年から第3学年の児童が10人以上18人未満で、第4学年から第6学年の児童を加えると30人以上となる場合は、年額500,000円を加算する。

- (2) 設置助成費 年額 500,000 円以内
- (3) 障害児受入加算 障害児1名あたり 年額 750,000 円以内
- (4) 初年度加算費 児童 18 人未満の施設については、215,000 円以内、児童 18 人以上の施設については 310,000 円以内

ただし、第1学年から第3学年の児童が10人以上で、第4学年から第6学年の児童を加えると18人以上となる場合は「18人以上の施設」とする。

- (5) 衛生・安全対策費 指導者1名あたり 年額 4,200 円以内
- (6) 長時間開設加算 年額 310,000 円以内

※ 10人未満の場合、10人未満となった年度と翌年度は学童保育かぎっ子ママ制度助成要綱を適用するものとする。

【申請】

第6条 助成費の交付を受けようとする事業の代表者（以下「申請者」という。）は、毎年度放課後児童健全育成事業助成費交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

【決定】

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、これを審査のうえ、助成の適否を決定する。

- 2 前項の規定により、助成を適当と認めた者に対しては、予算の範囲内で交付額を決定する。
- 3 適否については、その決定後すみやかに申請者に対し、放課後児童健全育成事業助成費交付承認・不承認決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

【請求】

第8条 前条に基づき、放課後児童健全育成事業助成費交付承認決定通知を受けた申請者は、放課後児童健全育成事業助成費交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

【助成費の交付の時期及び方法】

第9条 助成費は、概算払いとし、毎年度4月1日から9月30日までを上半期分、10月から当該年度の3月31日までを下半期分として、それぞれ第8条に規定する請求に基づき交付し、当該年度終了後に精算するものとする。

ただし、衛生・安全対策費は、当該年度の指導者の健康診断受診実績に基づいて交付する。

- 2 前項の助成費（衛生・安全対策費を除く）については、第6条に規定する申請を5月末日までに受付けた場合においては、当該年度の4月から3月までの期間にかかる助成費とし、同条に規定する申請を6月以降に受付けた場合においては、毎月15日までに受付けた場合はその申請を受付けた日の属する月から当該年度の3月までの、16日以降末日までに受付けた場合はその申請を受付けた日の属する月の翌月から当該年度の3月までの期間にかかる助成

費とする。

- 3 施設が廃止、休止又は停止等により助成費の交付の対象外となったときは、申請者は、対象外となった日の属する月の翌月から当該年度の3月まで（上半期の場合は9月まで）の期間に相当する助成費（ただし、初年度加算費及び衛生・安全対策費を除く）を月割り（100円未満切捨て）により返還しなければならない。ただし、休止又は停止の場合で当該年度途中で再開し、助成の対象となったときは、申請者は対象となった日の属する月の翌月から当該年度の3月までの期間に相当する助成費についてのみ、改めて第6条の申請を行うことができるものとする。
- 4 当該年度途中で登録児童数が増加し、第5条第1号に規定する運営費の人数規模に変更があった場合、申請者は児童数が上位の規模になった日の属する月の翌月（ただし、月初から上位規模になる場合は当該月）から第5条に規定する交付額を月割り（100円未満切捨て）により再申請をすることができる。この場合の申請から請求にかかる手続きについては、第6条から第8条を準用する。
- 5 当該年度途中で、設置助成費、障害児受入加算、又は長時間開設加算の要件に該当することになった場合、申請者はそれぞれの事実が発生した日の属する月の翌月（ただし、事実発生が月初の場合は当該発生月）から第5条に規定する交付額を月割り（100円未満切捨て）により再申請をすることができる。この場合の申請から請求にかかる手続きについては、第6条から第8条を準用する。

また、当該年度途中で上記助成費の要件に該当しなくなった場合、申請者はそれぞれの要件に該当しなくなった日の属する月の翌月分（ただし、事実発生が月初の場合は当該発生月分）から当該年度の3月まで（上半期の場合は9月まで）の期間にかかる助成費について、月割り（100円未満切捨て）により返還しなければならない。

【実績報告】

- 第10条 助成費の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は当該補助事業終了後、速やかに、放課後児童健全育成事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 2 受給者は、その補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、5年間保管しておかななければならない。

【報告】

- 第11条 受給者は、放課後児童健全育成事業月報（様式第5号）により翌月の5日までに市長に報告しなければならない。
- ただし当該年度3月分については、3月末事業終了後速やかに報告しなければならない。

【調査】

- 第12条 市長は、受給者に対して助成費の執行状況について報告を求め、又は帳簿書類その他必要な物件を調査することができる。

【取り消し及び返還】

- 第13条 市長は、受給者が次の各号の一に該当する場合には、助成費の交付の決定を取り消し、

又は既に交付した助成費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成の要件を満たさないとき。
- (2) 虚偽その他の不正な手段により助成費の交付を受けたとき。

【法令との関係】

第 14 条 事業を実施するにあたっては、児童福祉法、社会福祉法等関係法令の規定に従わなければならない。

- 2 前項のうち社会福祉法により届出等必要なものは、様式第 6 号から様式第 8 号により行わなければならない。

【施行の細目】

第 15 条 この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。